HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ユーゴスラビアにおける社会的所有と個人労働
Author(s)	伊藤, 知義
Citation	北大法学論集, 36(3), 409-426
Issue Date	1985-10-15
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16500
Type	departmental bulletin paper
File Information	36(3)_p409-426.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

研究ノート

ユーゴスラビアにおける社会的所有と個人労働

伊藤知義

目　次

一　はじめに
二　ユーゴスラビアにおける所有形態
三　個人労働法
（一）手工業
（二）接客・観光業
（三）運送業
（四）小売業
（五）その他の業種
（六）営業許可
（七）個人労働者の連合
四　個人労働の現状と将来

一　はじめに

「市民の所有する生産手段を使った個人労働による独立の活動に関する法律」[1]（以下、個人労働法と略）が、一九八四年一一月一二日にユーゴスラビアのセルビア共和国議会を通過した。この新法は、私人の独立自営業を規制していたいくつかの法律をひとつにまとめた上で新たな規定を盛り込んだものである。

本稿ではこの新法の内容を紹介するとともに、社会主義国であるユーゴスラビアにおいて、私的所有に基づく経済活動がいかなる理由で、また、いかなる程度認められているのか、その将来の見通しはどうかという問題について若干の考察を行うことを目的とする。

二　ユーゴスラビアにおける所有形態

私的所有に基づく個人労働の法的規制について述べる前に、ユーゴスラビアにおける所有形態一般について簡単に触れておく必要があろう。

社会主義的自主管理を標榜するユーゴスラビアでは、所有制度は通常、社会的所有、個人的所有、私的所有の三つに区分されている。

社会的所有は、ユーゴスラビアの社会・経済の根幹を形作るもっとも重要な所有形態である（憲法、基本原則第三章第一節）。しかし、社会的所有とは何かという問題に法の立場から明確な解答を与えるのは容易ではない。

社会的所有の概念は国家社会主義社会（行政的管理制度）に続くユーゴスラビア社会主義社会の第二段階としての社会的自主管理制度の発展過程の中で生まれた。社会的（労働者）自主管理についてこれを最初に法的に表現したのは、一九五〇年に制定された「労働集団による国営企業と上級経済連合体の管理に関する基本法」[2]であり、この法律の成立に伴い、国家機関や国家の任命する企業長による企業の行政的管理に代わって、労働者自身による自主管理が全面的に行われることになった。労働者に対して責任を負う労働者評議会や企業長が企業を管理し、企業は国営企業としての性格を失い始めた。これに応じて、ソ連型の国家的所有は（間接的）社会的所有[3]へと発展する。国家に代わって社会が所有主体となり、社会は労働組織 Radna Organizacija[4]（以下、ＲＯと略）その他の社会法人を通じて生産手段等を所有し、ＲＯその他の社会法人（以下、ＲＯで一括）がその使用権（処分権を含む）を有する（但し、ＲＯの使用権の対象となるのは取引されうるも

の、つまり商品だけで、公園や道路などの公物に対しては使用権は成立しない)。しかし、一応このように説明される社会的所有の法的性質については、一九五〇年以来今日まで常に理論的な争いがあり、今だに最終的な決着はついていない。

学説は大きく二つに分けられ、一方は所有権的所有概念説、他方は非所有権的所有概念説と呼ばれている。

前者の所有権的所有概念説(所有権説と略)によれば、社会的所有は所有権としての性質を全て備えた権利であり、民法上の財産権たるROの使用権・管理権[5]と公法上の権利義務(計画など)という2つの要素から成っている。[6]所有権の主体が誰かについては、この説の中でも争いがあり、国家が主体だとする説、[7]社会が主体だとする説[8]などのほかに、企業・地方自治体・国家などが同時に主体となるとする説[9](分割所有権説)もある。しかし、いずれの説によっても、具体的な取引の世界では、RO、つまり企業が社会的生産物の使用者・管理者として登場する。企業は、物権たる使用権に基づいて生産手段や製品を自由に使用・管理・処分でき、この権利の侵害に対しては物権的請求権による保護も与えられる。

このような説明に対しては、この使用権と古典的所有権とはどこが違うのかとの疑問が当然出て来る。論者によれば、古典的所有権が原則として無制限なのに対して、企業の使用権は、計画・経済政策といった公法的要素により原則として制限されている上、使用権の主体・客体に応じて内容を変える(例えば、経済活動に従事する企業は国や地方自治体よりも自由に物を使用・処分できるとか、流動資産に対する処分権の範囲は固定資産の場合より広いなど)という点に両者の違いがあると説明される。[10]

他方、非所有権的所有概念説(非所有権説)によれば、社会的所有は所有権ではなく、「社会的財産」[11]、「経済的カテゴリー」[12]、「基本的社会経済関係」[13]などと定義される。それは、民法上の権利とは異なる公法上の概念であり、[14]さらには、もはや法概念ですらないとする説さえある。[15]その主体も(少なくとも法的には)存在せず、社会的所有の主体は誰かという問題を立てること自体見当違いだとされる。[16]ここで主体とは物を独占的に支配する者を指す。

しかし、商品経済と市場を認める限り、社会的所有を取引法の場で表現することはどうしても必要である。そこで、社会的所有の財産法上の表現として登場するのがROの使用権(管理権)である。非所有権説においても、ROつまり企業がこの使用権に基づいて社会的所有の客体(社会的所有物)を使用・処分することが認められている。使用権の性質についてさまざまな説明が試みられているが、独占を排したはずの社会的所有から事実上の独占

を認める使用権がいかなる論理で導き出されるのか今ひとつはっきりしない。

結局、所有権説、非所有権説のいずれの立場に立っても、社会的所有物に対する企業の使用権の内容は、所有権の内容に著しく接近している。ユーゴスラビアの現実の経済活動では、この使用権が重要な役割を果たすのであり、経済主体たるROの活動を法的に考察する際には、社会的所有の所有権性や主体をめぐる議論には見かけほどの実益はないと言えよう。[17]

実定法においては、一九六三年以来、社会的生産手段に対しては何人も所有権を持たず、何人も（国家も企業も個人も）所有権に基づいて社会的生産手段を管理・処分することはできないと宣言され（六三年憲法、基本原則第三章第二節）、これがそのまま、現行の一九七四年憲法に引きつがれている（七四年憲法、基本原則第三章第四節）。すなわち、現行法は非所有権説の立場を取っている。社会的所有という概念は所有権という法的概念とは別のものであり、それはユーゴスラビアの社会的経済的関係を表現している社会的経済的概念だと理解されているのである（同右第一節）。かかる社会的経済的概念としての社会的所有を構成するのは、生産手段その他の労働手段、生産物、所得などであり（憲法第一二条第一項）、連合労働基礎組織（Osnovna Organizacija Udruženog Rada、以下、OOURと略）[18]その他の連合労働組織内の労働者に対して、社会的所有下にある生産手段を使って労働する権利が保障されている（憲法第一三条第一項）。この権利に基づいて労働者が生産手段を直接に管理する（憲法第一四条第一項）。当然ながら、この労働権、管理権は所有権ではない。

しかし、現実の経済では、社会的所有物たる生産物その他の商品はもちろん取引されている。この取引が所有権に基づいてなされているのでないとすれば、一体何に基づいて取引は行われているのか。連合労働法がこの問いに答えてくれる。同法によれば、OOURその他の社会法人は、そこで働く労働者が管理する社会的資産（物、金銭、財産権）を自主管理協定、[19]契約その他の法律行為によって処分（他の権利主体に移転する等）することができる（同法第二四三条、第二四四条、第二六五条）。取引はこの処分権[20]に基づいて行われているのである。処分権の法的性質は何かという問題に対し、法は明確な解答を示していない。使用権・管理権をめぐる議論でも見られたように、学説においても見解は一致していない。ある説によれば、OOURその他の社会法人の持つ処分権は物権であり、ただ物の価値の移転に関する権限のみを内容とする点で古典的物権と区別される。[21]別の説によれば、処分権は物権ではなく、権利ですらなく、単に社会的法人の持つ機能

にすぎない。それはOOUR内の労働者の持つ労働権、管理権から派生する機能で、代理人と本人の関係のように、社会的所有物に関する社会法人の法律行為の効果が直ちに労働者に帰属するという関係（但しこれは代理関係ではない）が成立していると説明される。[22] また、処分権を含む管理権を所有権と同視する見解[23]も少数説ながら依然として有力である。取引を規制する債務関係法では、処分権と所有権は同格に扱われ、他の権利とは明確に区別されている。[24] ユーゴスラビアの法制度についてしばしば指摘される内在的矛盾、理論と現実の乖離の一例をここにも見ることができよう。

社会的所有に対する非所有権説的理解が無責任な経済運営、現在の経済危機の一因となっているとの批判も根強く、[25] 社会的所有をめぐる議論にはまだまだ決着はつきそうにない。[26]

現行法は、社会的所有を所有権でないと宣言する一方で、個人的所有と私的所有を所有権と認めている。[27] 個人的所有は、社会的生産手段または私的生産手段を使った労働の結果に対して成立し、個人的必要のために消費される物を対象とする（憲法七八条、基本所有権関係法第九条）。他方、私的所有は一定の生産手段に対して個人が有する所有権であり、農地その他の土地、森林、事務所、労働手段などを対象とする（憲法第六四条、第八〇条、基本所有権関係法第一〇条）。

但し、個人的所有と私的所有の境界は流動的である。どういう目的で物が使用されるかに応じて、同じ物が個人的所有物にも私的所有物にもなる。例えば、乗用車は、所有者やその家族が個人的必要を満たすためにこれを使うならば個人的所有の対象であるが、所得を得る目的で使うならば（タクシーなど）私的所有の対象となる。住宅も自分たちで住むのなら個人的所有物であるが、他人に賃貸するのなら私的所有物となる。[28]

所有者は、法律の定める範囲内で目的物を占有、使用、処分する権利を持つが（基本所有権関係法第三条）、この範囲は個人的所有か私的所有かで異なる。個人的所有の場合は、住宅や土地につき特別の規制がある[29]以外、原則として無制限に所有権を行使できる[30]（例えばメルセデスベンツを何台持っていても違法ではない）が、私的所有の場合は原則として所有権の内容が制限されている（同法第九条第三項。例えば、農民の所有できる農地の面積は原則として一戸当たり一〇ヘクタールまで[31]とか、個人がタクシーとして使える自動車は一台だけなど）。

ユーゴスラビアにおける私的所有の役割を考察する際、社会的経済的にもっとも重要な問題として論じられるのは、個人農と独立自営者の活動である。今回の個人労働法は、後者の分野で私的

所有に対する制限を一歩緩和する方向を示した注目すべき立法である。

三　個人労働法[32]

ユーゴスラビアでは、戦後、社会主義体制に変わったのちも、個人労働は一定の分野で常に認められて来た。現行憲法もその存在を明文で承認している。その第六四条によれば、労働に応じた分配その他の社会主義社会の原則に反しないなど一定の条件を満たす限り、市民には、その所有する労働手段を使って独立に個人労働を行う自由が保障されている。そして、個人労働に従事する労働者は、原則として、社会セクターの労働者と同じ社会的経済的地位にあり、同じ権利義務を有する（憲法、基本原則第三章第一四節）。これらの規定を受けて、各共和国・自治州はそれぞれ独自に個人労働に関する法令を定め、その活動を具体的に規制している。

セルビア共和国では個人労働に関して、これまでは各業種ごとに単行法を制定していた[33]。今回の立法は、これらの単行法を整理してひとつにまとめ、いくつかの改正を加えたものである。なお本法はセルビア共和国（自治州を除く）にのみ適用される法律であるが、他の共和国および自治州においても、程度の差はあれ、規制の内容は本質的には変わらない[33-2]。

本法は全二一二条から成り、基本原則、個人労働に従事するための条件、各種個人労働の内容、個人労働者の連合、罰則の全五章に区分されている。以下ではまず、各業種別の個人労働の内容から眺めてみよう。

（一）手工業

本法にいう手工業とは、①原料・半製品の加工・仕上げ・変化・設置による物や製品の製造・製作、②物の性質および仕事の方法上、私的生産手段を使った個人労働の対象となるその他の生産物の製造・修理、③建築に関する職人仕事、④個人的なサービスと修理、⑤家の内でのサービス、を言う（第五一条）。具体的には、クリーニング、写真撮影、パーマ、仕立て、電気製品・化学製品・皮製品・陶器の製作、パン焼き、上下水道設置、パンク修理、製本、ガラス・金属の加工、塗装など二三〇種類の仕事が経済省令[34]により例示されており、それ以外にも必要があれば、セルビア経済会議所[35]が個々の仕事が手工業とみなされるか否かについて見解を示す（第五二条）。

手工業者は、原則として、独立の仕事場を作ってそこで作業し、製品を販売する（第五四条、第五七条）。

本法により、手工業者が雇用できる労働者数の上限がこれまでの五人から[36]一〇人に拡大された（第六〇条）。この雇用制限緩和措置が今回の立法中、もっとも重要な改正点のひとつである。これにより、手工業者は自己の活動範囲自体を拡大できるだけでなく、社会セクターとのさまざまな共同事業においてもいっそう重要な役割を果たすことができると期待されている。

個人の従事できる手工業類似の活動についても、本法はその範囲を拡大した。これまでも認められてきた遊技場（ライフル射撃場、メリーゴーランド、サーカスなど）の開設、手荷物の運搬、商品の積み降ろし、砂・小石・砂利の採取、固体燃料の切断、通りその他公けの場所での計量、窓ふき、床磨き、ショーウィンドー・家具の清掃、建築現場での肉体労働のほかに、自転車・ボートの貸出、アパートの清掃、書類の複製・コピー、子供・老人・病人の世話、結婚式などお祝いの場での演奏・歌唱が新たに[37]リストに加えられた（第六一条第一項）。オプシュティナ議会は[38]、これら以外の活動を手工業類似のものと定めることもできる（同条第二項）。

これまでこれらの活動では、経営者が他人を雇うことは認められていなかったが[39]、本法により最高五人まで雇用することが初めて認められた（第六二条）。

（二）接客・観光業

接客業とは、食物や飲物の用意と提供、宿泊サービスの提供を言う（第七二条）。個人営業の喫茶店、レストラン、ホテルがこれに当たる。営業店舗はひとつに限られるが、ひとつの店舗で複数のサービスを提供する（例えば、ホテルとレストランを兼ねる）ことは認められる（第七四条第一項、第二項）。

経営者は最高で五人まで労働者を雇うことができる（第七七条第一項）。但し、オプシュティナ議会が特に社会的に必要と認めた場合にはさらに五人、つまり合計一〇人までの労働者を使うことができる（同条第二項）。

以上の点は旧法と変わらないが、営業者の資格について新法は厳しくなった。これまでは能力ありと認められれば十分だった[40]のに、今後は、一定の専門教育を受けて専門資格を取ることが要求される（第七五条第一項）。

右の接客業と異なった形でのサービスとして民宿が認められており、市民は自己の所有する住宅で旅行者に部屋と食事を提供す

ることができる（第八〇条第一項）。キャンプ用地を貸すことも今回初めて認められた（同上）。但し、民宿やキャンプ用地の提供は必ず旅行代理店（社会セクター）を通して行われなければならず（同条第三項）、提供者が直接に旅行者と契約し料金を受け取ることはできない（第八六条）。これまでは、民宿の開設につき特別の許可はいらず届出だけで足りていたが[41]、本法はこれを許可制に改めた（第八三条）。なお、民宿・キャンプ用地でのサービス提供では、他人を雇うことはできず、家族の労働しか使えない（第八五条）。

個人の旅行ガイド業も本法により初めて認められた[42]（第八七条、第八八条）。民宿同様、個人ガイドも旅行代理店を通じて仕事をすることが義務づけられている（第九〇条第一項）。両者の権利義務は契約によって定められる（同条第二項）。旅行ガイドの専門教育を終了して資格を持っていなければこの仕事はできない（第八九条）。人を雇うことは認められない（第九一条）。

（三）運送業

この業種に関する規制の内容は旧法とほとんど変わらない。

市民は、自動車、バイク、馬車、舟などを使った旅客・貨物の運送にたずさわることができる（第九三条第一項）。但し、原則として不定期路線に限る（第九五条第三項）。使える輸送手段は一台に限られる（第九四条）。特定の運転免許を持っていなければこの仕事には従事できない（第九六条）。

自動車による旅客運送（タクシー）の場合、座席数は運転席を含めて五座席までに制限されている（第九五条第一項）。但し、オブシュティナ議会の決定により、この数を九座席までに増やすことができる（同条第二項）。陸上貨物輸送については、助手の運転手と荷の積み卸しのための労働者を一人ずつ雇うことが認められ（第九九条第一項）、貨物の重量制限もない。

（四）小売業

この分野でも本法による大きな変化はない。個人商店で扱える商品は、農産物、食料品、林産物、小型農具、本その他の出版物、美術作品、美術用品、骨董、文房具、学用品、タバコ、マッチ、新聞、封筒、絵ハガキ、お祝いカード、郵便切手、衛生用品、家の補修用具である（第一〇五条第一項）。従って、個人で書店や画廊を開くこともできる。

骨董品については、今回新たに文化財保護の観点から特別の規

定が置かれた（第一〇七条―第一一〇条）。

個人小売業者は、接客業と同じく、一定の専門教育を終えていることが要求される（第一〇六条第一項）。雇える労働者の数は四人までである（第一一三条）。

（五）その他の業種

これらの活動のほかに、民芸品などの作成・販売（手工芸、第六七条―第七二条）、ゴミ廃品の回収・販売（第一一七条―第一二一条）、建築物や製品に関する技術的文書の作成（第一二二条―第一二五条）、小規模の発電・配電（第一二六―第一二七条）につき本法は定めを置いている。なお、後者二者は、本法により初めて認められた活動である。

ところで本法は、個人営業の認められない活動につき初めて包括的な定めを置いた。それによれば、文化領域での興業契約の仲介（プロモート）、レコード・磁気テープ・ビデオカセットその他複製できるものの製作、旅行代理業、その他、特別法で定められる活動は個人セクターでは行えない（第二条）。従って、これに反しない限りでは、本法に定めのない活動に市民が個人的に従事できる余地は残されている。

（六）営業許可

これまでも、個人労働者が法定の条件を満たせばオプシュティナの管轄機関はその営業を許可しなければならないと定められていた[43]。しかし、申請から許可決定までの期間は具体的には定められておらず（唯一、手工業について、一九八一年の法改正で初めてその期間が三〇日と定められた[44]）、現実には決定までに非常に長い時間がかかっていた。本法はこの点を大幅に改め、決定手続を二段構えで詳細に定めた上、第一の申請に対しては一五日以内に決定を下し、それに基づく第二の申請に対しては八日以内に決定することを管轄機関に義務付けた（第一七条、第一八条第一項―第三項）。第二の申請に対して期間内に決定が下されない場合、法定の条件を満たす申請者は任意に営業を開始することができる（第一八条第四項）。これも本法によるもっとも重要な改正点のひとつである。

（七）個人労働者の連合

（ア）一〇人以上の個人労働者が集まって自主管理協定を結び、その労働、労働手段、資金などを連合して協同組合として営業する

ことが認められている（第一二八条―第一三〇条）。これまでは手工業についてのみかかる規定が存在していたが、本法により全ての個人労働にその可能性が広げられた（なお憲法第六五条）。

協同組合内にはROと同様に、OOURおよび労働共同体[45]を組織することができ、ほかに協同組合に特有の単位として組合基礎組織を作ることができる（第一四七条、第一四八条、第一五二条）。組合基礎組織のメンバーは原則として、労働や資金を出資する個人労働者だけで（第一四七条第三項）、組合基礎組織はOOURと同じ権利・義務・責任を持つ（第一五六条）。

個人労働者が連合せずに営業する場合、その責任は無限であるが（第六条）、協同組合および組合基礎組織はその処分しうる財産の範囲でのみ債務に対して責任を負う（第一七〇条第一項、第一七一条）。協同組合の債務に対しては、その構成部分たる組合基礎組織およびOOURも、自主管理協定に定めた範囲で協同組合に連帯して、あるいは連帯せずに責任を負う（第一七一条第二項）。協同組合または組合基礎組織の債務が自己またはその構成組織の処分しうる財産でカバーしきれない場合には、協同組合設立の自主管理協定で定めた保証限度まで組合員が補足的に責任を負う（第一七二条）。

（イ）連合の第二の形態として、個人労働者は労働と労働手段を提供して、社会セクターと共同で業務を行うこともできる（第一八七条）。これまでは、この共同事業に関しては、手工業と接客業につき簡単な規定があるだけだったが[46]、本法はこれを詳しく規制して全業種の個人労働に適用範囲を広げた（なお憲法第六六条）。

共同関係が継続的なものである場合には、個人労働者と相手方の労働組織との間で自主管理協定が結ばれ、相互の権利、義務、責任についてその内容が明確に定められる（第一八八条第一項）。その際、個人労働者は相手方労働組織内の労働者と平等に共同事業の運営に参加し、共同収入実現への貢献度に応じて収入の分配を受ける（同条第二項）。また、個人労働者は、自分たちだけで、あるいは相手方組織内の労働者とともに共同基礎組織を作り、OOURと同じ地位で活動することができる（第一八九条）。

契約による一時的な共同事業も可能である（第一九六条）。

（ウ）協同組合や社会セクターとの共同事業という形をとらずに、二人以上の個人労働者が共同店舗を開くことも可能である（第四三条）。これまでも認められていた手工業、接客業[47]に加えて、新たに小売業でも共同店舗を開けることになった（第四四条第一項）。共同経営者が雇える労働者の数も増えた[48]。経営者と被用者と合わせて一一人までの人間が手工業と接客業の共同店舗で働くことができ（第五四条第二項、第七四条第二項）、小売業では五人まで

働ける（第一一四条）。共同経営者間の権利、義務、責任その他の事項については契約でこれを定める（第四五条）。

四　個人労働の現状と将来

私的所有下にある生産手段を用いてなす個人労働は、ユーゴスラビアでは例外的な労働形態とされている。それは、現在までのユーゴスラビア社会主義社会の発展段階では全ての市民が社会的生産手段によって労働することは不可能だという事実を考慮して、現行法が特別に認めている制度であり、従って、将来的には社会セクターでの労働が唯一の労働形態となって、個人労働は消滅すべきであるという考え方は根深く残っている。[49]

ところが、今回の立法は個人労働の分野を整備・拡大するものであり、明らかにその消滅の方向に逆行している。ユーゴスラビア経済において個人労働が一段と積極的に奨励されている理由は何だろうか。

第一に挙げるべきは失業対策であろう。現在、ユーゴスラビアの失業者数は一〇〇万人に達している。[50]たとえそのうちの二～三割が厳密な意味での失業者ではないとしても、[51]社会セクターで働く労働者の総数が六〇〇万人強であること[52]を考えあわせれば、この失業者数がいかに大きなものであるかわかる。現在この国がかかえている最大の社会的経済的問題のひとつである失業問題の解決の一助を政府は個人セクターに求めようとしているのである。現在、農業以外の個人セクターで働く労働者の数は約三〇万人にのぼると言われるが、[53]一九八五年度だけでこの数が約五万人増えるとされている。[54]同年度の社会セクターでの新規採用者の数が三〇万人と見込まれていること[55]と照らし合わせてみると、この五万人という数は決して小さなものではない。また現在の就業者数との比率から見ても、個人セクターでの新たな職場の創出がより期待されていることがうかがえる。

第二の理由としては、外国への出稼ぎ労働者の帰国問題がある。一九八四年三月の時点で西ドイツだけで三〇万人近いユーゴスラビア人が雇用されており、[56]フランス、スイス、オーストリア、北欧諸国などにもかなりの数のユーゴスラビア人が出稼ぎに出ている。[57]ところが、先進資本主義国での経済成長の鈍化、失業率の増大に伴い、外国での仕事を失って帰国する労働者の数がここ数年急増している。[58]第一の理由にもつながるが、まず、これらの労働者に対し帰国後の職場を確保する必要がある。さらに、彼らが外国から持ち帰る資金と技能を有効に活用することに当局は強い関心をいだいている。

周知のように、ユーゴスラビアは多額の対外債務を負っており（一九八四年六月現在で中長期融資の債務残高総額は約一九〇億ドル）[59]外貨の獲得のために政府はあらゆる手段をつくしている。帰国する出稼ぎ労働者に対して当局はさまざまな投資先を提供し、その外貨をできるだけ多く引き出そうとしている。契約ＯＵＲ[60]と並んで、個人労働はその絶好の機会と考えられているのである。

また、出稼ぎ労働者が先進資本主義国で身につけてきた技能やサービスのノウハウについても、これをユーゴスラビア経済でうまく生かすためには個人セクターの方が適していると言われる。社会セクターで専門的な職を得るためには一般に高い学歴が要求されるが、出稼ぎ労働者の多くは未熟練労働者として出国し国内で要求される学歴・資格を持っていないので、帰国してもその熟練技能を社会セクターでは生かしにくいからである。

第三に、急速な技術革新に伴う多品目少量生産の社会的需要に対して個人セクター（より正確には小規模経営）の方が応じやすいという理由も挙げられる。例えば、社会セクターのある企業が使っている特殊な機械の部品を取り上げてみよう。ユーゴスラビアの市場全体でその部品に対する需要はわずかしかなくそれを生産するために社会セクター（特に大企業）で設備投資しても採算が合わないので、結局、部品は外国に発注されることになる。ところがその部品を作るための小規模の企業を作ってこれにその製作・販売をさせれば、貴重な外貨を使わずに済み技術の自立・発展にもつながる。それで小規模経営、特に個人セクターの活躍が期待されているのである。

このように、個人労働は積極的な根拠に基づいて評価・奨励されているのであるが、現実には、個人労働の拡大・発展にはさまざまな障害が立ち塞がっている。

まず、個人労働についての営業許可の権限を有するオプシュティナのレベルで、個人労働に対する理解や熱意が不足している。営業許可（店舗開設許可）の手続は複雑で効率性に欠け、無用の形式が幅をきかせているとの批判がしばしば聞かれる。[61]許可申請の決定に数年も待たされたり、理由なく不許可にされたり、あるいは、社会セクターでは要求されない高度の義務を課されたりして、資本と意欲を持って帰国した出稼ぎ労働者が失望して営業をあきらめたり、再び出稼ぎに出ていくという事態も生じている。[62]本法により許可手続はずっと整備・簡素化されたが、個人セクターは常に資本主義の温床であり社会主義に脅威を与えるといった教条的な社会主義観から個人労働の発展に警戒心を抱いたり、外国から大金を持ち帰る出稼ぎ労働者に嫉妬心や反感を覚えたりする人間は少なくなく、現場の官僚機構の理解を得るのはそう簡

単には進みそうにない。

税金や各種拠出金の負担も個人労働者に対してはきわめて重い。例えばベオグラードでは、個人接客業に対しては三三パーセントもの高い税率が定められ[63]、年金保険、医療保険および教育・文化その他の社会活動への拠出金を含めると、所得のうち実に七五パーセントが控除されてしまう[64]。個人セクター労働者が不当に金持ちにならないように厳しい社会的負担が課されているわけだが、これは個人労働に従事しようという意欲をそぐのに十分な重い負担である。減税措置がとられるケースもあるが、全体として個人セクターの負担は社会セクターに比べて非常に大きい[65]。

失業対策の面でも個人労働の役割を過大視することはできない。ユーゴスラビア全体で農業を除く個人セクターで働く三〇万人の人間のうち、雇われている労働者は一〇万人にすぎず、残りの二〇万人は経営者である。つまり、一経営単位あたりの雇用労働者数はわずか〇・五人にとどまっている[66]。セルビア共和国に限っても〇・七人と数値はあまり変わらない[67]。本法により雇用制限が緩和されたが、現状に照らしてみるとこの措置がどれほどの意味を持つのか疑わしい[68]。

雇用労働者が少ない理由として、行政の無理解、重い経済的負担といった問題のほかに求職者の大都会・社会セクター指向という要因を挙げる必要がある。ユーゴスラビアでは高い失業率とはうらはらに多くの職場ではポストに空きがあり、そこで求人をしても誰も応募しないというパラドックスが生じている。求職者の大部分、特にその八〇パーセントを占める若者は、肉体労働を嫌って大都会の社会セクターでホワイトカラーとして働くことを望んでいる[69]。個人セクターで汗水流して働くよりは、社会セクターのポストが空くまで待っている方がずっといいと考えている若者は多い。一度社会セクターに就職してしまえば仕事は楽で給料は確保されるというのが一般的な意識だから個人セクターに人気がないのは無理もない。このような状況に急激な変化が起きる兆しはなく、本法の期待する就業者数の増加という事態も簡単には実現しそうにない。

ほかに、銀行が個人セクターに対する融資に消極的だ[70]とか、同業種の社会セクターから圧力を受ける[71]など個人労働発展に対する障害は少なくない。

企業の赤字と倒産件数の増大[72]、年率五〇パーセントを超える物価上昇[73]、実質賃金の大幅な目減り[74]、一〇〇万人にのぼる失業者といったきわめて困難な経済状況の中で、今年（一九八五年）一月から価格が大幅に自由化され[75]社会計画法改正草案が激しい論議のうちに採択される[76]など、経済危機からの脱出口を求めて、現在さ

まざまな努力が払われている。全社会生産中に個人セクター（非農業部門）の占める割合はわずかなものに過ぎないが[17]、かかる状況の中でその発展にかけられている期待は大きい。社会主義体制の中で、資本主義制度の復活という形をとらずに私的所有に基づく生産活動がいかなる役割を果たしうるか。ユーゴスラビアにおける個人労働の今後の実際の展開状況が、この問いに対するひとつの答えを示すことになろう。

——注——

(1) Službeni glasnik SRS, br. 45/84.
(2) Službeni list FNRJ, br. 43/50.
(3) 一九七一年の憲法修正に伴い、これがさらに直接的社会的所有へ発展したとされる。
(4) 企業その他の経済組織および、教育・科学・文化・医療・社会保障その他の社会活動を行う全ての施設・団体の総称。六三年憲法下では、これが社会経済活動の基本単位であった。
(5) ともに、社会的所有下の物を占有・使用・処分するROの権利を言う。行政的管理制度下の国営企業が有していた管理権 pravo upravljanja と区別するため使用権 pravo korišćenja の用語が後に使われるようになった。意味は同じ。
(6) Andrija Gams, *Osnovi stvarnog prava*, Beograd, 1971, str. 107 i dalje; Dragoljub Stojanović, *Stvarno pravo*, Beograd, 1983, str. 364.
(7) Vlado Jokanović, *Socijalistička svojina u FNRJ*, »Arhiv za pravne i društvene nauke« 1952, br. 3, str. 342; Pavao Rastovčan, *Prilog pitanje kodifikacije*, »Arhiv« 1954, br. 3–4, str. 321.
(8) Bertold Eisner, *Prilog diskusiji o problemima našeg stvarnog prava*, »Naša zakonitost«, 1955, br. 5, str. 203.
(9) A. Gams, op. cit., str. 96–97.
(10) D. Stajanović, op. cit., str. 363; A. Gams, *O svojini*, Beograd, 1982, str. 30; *Pravni Leksikon*, Beograd, 1964, str. 693.
(11) Radomir Lukić, *O društvenoj svojini*, »Arhiv«, 1955, br. 3, str. 218.
(12) Vojislav Spaić, *Novi aspekti prava upravljanja preduzećima*, »Godišnjak pravnog fakulteta u Sarajevu«, 1957, str. 185.
(13) Martin Vedriš, *Neslasničko-pravna koncepcija društvenog vlasništva*, »Naša zakonitost«, 1962, br. 9–12, str. 427.
(14) Jovan Djordjević, *Ustavno pravo*, 1982, Beograd, str. 216.
(15) V. Spaić, op. cit.
(16) M. Vedriš, op. cit., str. 426; D. Stojanović, op. cit., str. 368.
(17) もちろんこれは、ユーゴスラビア社会の基本原理としての社会的所有の意味を論ずることにも意義がないということではない。
(18) 労働者が直接・平等に自己の権利を実現し、その社会的経済的地位を決定する際の基本的連合形態。単独では存在できず常にROの一部を構成する。

(19) samoupravni sporazum. 社会協約 društveni dogovor と並ぶ自主管理規範の支柱。労働者および自主管理組織が、その社会的経済的地位を定めるために任意に平等の立場で締結する。契約と異なり、その違反に対する有効な制裁措置が定められていない。

(20)この処分権は、かつてのROの使用権の内容を構成していた処分権と同じものと考えられるが、これを否定する見解もある (D. Stojanović, op. cit., str. 383.)

(21) Ljiljana Djurović. *Prava i obaveze društvenih pravnih lica na sredstvima u društenoj svojini*, Beograd, 1978, sr. 440.

(22) D. Stojanović. op. cit., str. 387.

(23) A. Gams, *O svojini*, str. 37.

(24)売買を定義する第四五四条では、第一項で売主は買主に処分権または所有権を移転し買主は売主にその代金を支払わなければならないと定め、第二項でそれ以外の権利の売買についての特則を置いている（傍点筆者）。

(25) A. Gams, *O svojini*, str. 38–39; *NIN*. 3. II. 1985. str. 9.

(26)最近もスコピエで「社会的所有の諸矛盾」というテーマでシンポジウムが開かれ、活発な議論が交された (*NIN*, op. cit., str. 9 i dalje.)

(27)法典では「個人的所有」lična svojina「私的所有」privatna svojina の用語は用いられておらず、両者を合わせて「所有権」pravo svojine と呼ぶのが普通である。

(28) D. Stojanović. op. cit., str. 94.

(29)住宅については、一九五八年の「賃貸住宅および宅地の国有化に関する法律」Službeni list FNRJ, br. 52/58. の第二条で次のいずれかのケースまでが一人当たりの所有権の限界と定められている。

(ア)二つの独立住居または三つの小さな独立住居から成る住宅用建物、

(イ)全部で二つの独立住居と一つの小さな独立住居から成る二つの住宅用建物、

(ウ)区分所有の対象たる二つの独立住居、

(エ)一つの住宅用建物と区分所有の対象たる一つの独立住居。

土地については、一九四五年の「農業改革および拓殖に関する連邦法」Službeni list DFJ, br. 64/45. とこれを承けた各共和国法により、非農民は一戸当たり三―五ヘクタール以下の農地を所有できる。

(30)但し、反社会的な結果を生むような所有権の行使は認められないといった一般的制限にはもちろん服する（基本所有権関係法第四条参照）。

(31)憲法第八〇条第一項、第二項。

(32)画家、彫刻家、作曲家、作家、俳優、弁護士など芸術・文化活動、知的活動に独立して個人で従事している者は本法の対象とはならない。憲法第三一条、連合労働法第一〇〇条―一〇三条参照。

(33)本法により、個人手工業、手工業組合、個人接客業、手工芸業に関する四つの単行法が廃止され、道路運送法、内国航行法、

商品流通法、ゴミ収集・利用法、旅行ガイド業法の一部が削除された（第二一一条）。

(33－2) スロベニアでは一〇年以上も前に本法のような総合的個人労働法を制定しており、この分野でも最も発達していると言われるが、言葉の障害のためフォローできていない（スロベニアではセルボ・クロアチア語と異なるスロベニア語が使われる）。

(34)「手工業とみなされる経済活動の定義に関する省令」Službeni glasnik SRS, br. 31/72.

(35) 経済活動に従事する企業その他の組織および個人労働者が加入を義務付けられている組織。業務の共同発展を目的とし、地域、共和国・自治州、連邦の各レベルで作られている。

(36) 旧法 Službeni glasnik SRS, br. 4/74. 第二七条。

(37) クルミ、アーモンドなどの皮をむき挽く作業、穀物の皮むき作業、コーヒー豆を炒って挽く作業は削除された。Službeni glasnik SRS, br. 58/81. による改正旧法第三一条のａ第一項参照。

(38) 最も基本的な政治行政単位。コミューンとも訳される。日本の地方公共団体にほぼ相当するが、権限はオプシュティナの方がはるかに強い。竹森正孝「ユーゴスラビアの代表制」『季刊科学と思想』第五六号参照。

(39) 改正旧法第三一条のｄ第一項。

(40) Službeni glasnik SRS, br. 58/81. による改正旧法第一〇条。

(41) 旧法 Službeni glasnik SRS, br. 4/74. 第三五条。

(42) 旧法 Službeni glasnik SRS, br. 10/78. 旧第二条第二項参照。

(43) 手工業につき旧法第一一条第四項、接客業につき旧法第一二条第四項参照。小売業、運送業については該当条文なし。

(44) 八一年改正旧法第一一条のａ第二項。

(45) ＯＯＵＲ、ＲＯその他の連合労働組織のために行政的、専門的仕事をする組織。

(46) 手工業につき Službeni glasnik SRS, br. 48/77. による改正旧法第四一条－第四三条。接客業につき Službeni glasnik SRS, br. 51/77. による改正旧法第二条のａ。

(47) 手工業につき旧法第二九条第一項。接客業につき旧法第一一条第二項。

(48) これまでは経営者と被用者と合わせて六人まで。手工業につき旧法第三一条第二項。接客業では八一年改正旧法第一一条四項により手工業の規定が類推適用された。

(49) D. Stojanović, op. cit., str. 423－424; Čedo Grbić, *Položaj i mogućnost tičnog rada sredstvima u vlasništvu gradjana u ukupnom sistemu udruženog rada*, »Naša zakonitost« 1984, broj 10－11, str. 1105.

(50) *Politika*, 28. II. 1985, str. 8.

(51) *Politika*, 3. II. 1985, str. 9.

(52) *Politika*, 7. XII. 1984, str.5.

(53) *NIN*, 3. II. 1985, str. 23.

(54) *Politika*, 3. II. 1985, str. 9.

(55) Isto, str. 9.
(56) *Politika*, 29. I. 1985, str. 4.
(57) 西ヨーロッパには一〇〇万人以上のユーゴスラビア市民が滞在している。*Politika*, 14. III. 1985, str. 9. その多くは出稼ぎ労働者とその家族である。
(58) 毎年三万五〇〇〇人から四万人の出稼ぎ労働者が帰国している。Isto, str. 9.
(59) *NIN*, 17. II. 1985, str. 17.
(60) 個人労働者が、オブシュティナ、労働組合、経済会議所と結ぶ契約により、その資金と労働を他人の労働および社会的所有物と連合させて作る連合労働組織。契約OUR内では個人労働者が業務を管理する（憲法第六七条、連合労働法第三〇三条ー第三一九条参照）。現在、全国で約一五〇の契約OURが設立されている。*NIN*, 3. II. 1985, str. 23.
(61) Isto, str. 24; *Politika*, 2. II. 1985, str. 7.
(62) 例えば、*Politika*, 18. I. 1985, str. 7 に紹介されたケースを見よ。
(63) *NIN*, 3. II. 1985, str. 24.
(64) *Politika*, 7. II. 1985, str. 9.
(65) 例えば、社会セクターの接客業に対するセルビア共和国の所得税率はわずかに〇・六パーセントにすぎない（「所得税率・減税法」第四条第二号。Službeni glasnik SRS, br. 50/84.）
(66) *NIN*, 3. II. 1985, str. 23.
(67) *Politika*, 14. XI. 1984, str. 10. 但しこれは手工業のみに関する数値。
(68) 但し、接客業、とりわけアドリア海沿岸地方などの観光地では、制限緩和に対する要望は大きい。
(69) *Politika*, 3. II. 1985, str. 9.
(70) *Politika*, 2. II. 1985, str. 13.
(71) *NIN*, 3. II. 1985, str. 24. 個人接客業での資格要件が厳しくなったのは、社会セクターからの圧力によるものという。
(72) セルビアでは、一九七九年から一九八四年までの五年間に、約一〇〇件の倒産手続が開始されている。現在、セルビア高等経済裁判所では三七件の連合労働組織の倒産手続が係属中である。*Politika*, 12. III. 1985, str. 8.
(73) 一九八四年一年間で物価は五六・七パーセント上昇。*Politika*, 14. I. 1985, str. 5. 今年末までに六〇パーセント以上の物価上昇が予測されている。*Politika*, 28. II. 1985, str. 8. 最近の情報によれば、一九八五年五月には前年度同期と比べて八四パーセントの物価上昇が記録された。*Osmica*, br. 272, 13. VI. 1985, str. 4.
(74) ここ五年間で三四パーセント下落。*Politika*, 20. II. 1985, str. 9. もっと多めの算定もある。
(75) 「価格の社会的統制制度に関する法律」Službeni glasnik SRS, br. 4/84.
(76) 一九八五年三月一四日に議会を通過し、現在、公開討論にかけられている。
(77) 一九八二年度でその割合は三・八九パーセント。未確定なが

ら一九八三年度では三・九四パーセント。*Statisticki godisnjak Jugoslavije*, 1984, str. 157. より算出。

Social Property and Personal Labor in Yugoslavia

Tomoyoshi Ito*

Socialist self-management country Yugoslavia has three kinds of property system: social, personal (individual) and private one.

There are two different doctrines on the concept of the social property: property concept of property and non-property concept of property. According to the former doctrine, the social property is the right which has all features of the right of ownership and its own subject. The latter one maintains that the social property is not the right of ownership but the socio-economic relation, and the subject of the social property does not exist (at least in the legal sense). The positive law accepts the latter concept. But at the same time it permits the enterprises to have the right of disposition on the basis of which they transfer objects under the social property to other subjects in the commercial transactions. The content of the right of disposition is very similar to that of the right of ownership in the capitalist countries.

Personal ownership exists on the result of labor and has the consumable character. Private ownership is the ownership which individuals exercise on the certain means of production. But the border of these two ownerships is flexible.

The parliament of the Socialist Republic of Serbia passed the new law on the independent personal labor in November 12, 1984. It mitigates the limitation to the private ownership. Main news are in the following: expanding of the maximum number of employed workers in the crafts from 5 to 10, personal tourist guide, working out of the technical documentation and small electric generation by the individual, making the procedure of permission shorter and easier, cooperative of personal workers in all kinds of personal activity, business cooperation with the social sector, etc.

These changes in favor of the private sector have their own justification in the possibility of decreasing the number of unemployment, giving job to returnees from the Western Europe (Gastarbeiter) and meeting easierly demand of producing items in small numbers but many kinds...

In spite of these news and favorable attitude of goverment toward personal labor, many difficulties remain in the field. Those are: lack of understanding in the communities which have the final competence, heavy burden of taxes and contributions, unwillingness

* Research Assistant, Faculty of Law, Hokkaido University

among youth to be employed in the small, private factory etc.